

特別区人事委員会勧告及び特別職報酬等審議会答申等の推移

※1 教育長、常勤の代表監査委員、代表を除く常勤の監査委員について、平成27年度から審議対象に追加した。

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移									
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）（ ）内は前回からの増減割合								特別職・議員の期末手当	
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※1	代表監査 ※1	監査委員	議長	副議長	議員	支給月数の推移	
												期末手当	前年度との差			
令和4年度	0.24%	896円	初任給及び若年層の給料月額を引上げ	年間の支給月数0.1月引上げ												
令和3年度	△0.02%	△94円	据え置き	年間の支給月数0.15月引下げ	R3.11.19	○特別区人事委員会勧告における月例給与は据置き、期末手当はマイナス改定と区の財政状況などを勘案し、区長等の期末手当は0.15月減額し、給料月額については据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								3.93月 (議員3.68月)	△0.15月
令和2年度	△0.04%	△157円	据え置き	年間の支給月数0.05月引下げ	R3.1.5	○特別区人事委員会勧告における月例給与は据置き、期末手当はマイナス改定と区の財政状況などを勘案し、区長等の期末手当は0.05月減額し、給料月額については据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								4.08月 (議員3.83月)	△0.05月
令和元年度	△0.58%	△2,235円	給料表を0.6%引下げ	年間の支給月数0.15月引上げ	R元.11.25	○特別区人事委員会勧告における月例給与のマイナス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.6%減、期末手当を0.15月の増とすることが妥当である。	111.3 (△0.67)	89.19 (△0.54)	76.44 (△0.46)	68.75 (△0.42)	66.87 (△0.40)	85.6 (△0.52)	77.46 (△0.47)	59.57 (△0.36)	4.13月 (議員3.88月)	0.15月
平成30年度	△2.46%	△9,671円	給料表を2.6%引下げ	年間の支給月数0.1月引上げ	H31.2.20	○特別区人事委員会勧告において月例給与のマイナス改定が行われたが、特別区長会が勧告の実施を見送るという異例の判断を行った事実、理由等を踏まえ、総合的に判断した結果、区長等の給料及び期末手当等は据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								3.98月 (議員3.73月)	増減なし
平成29年度	0.13%	526円	給料表を0.1%引上げ	年間の支給月数0.1月引上げ	H29.11.13	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.1%、期末手当を0.1月の増とすることが妥当である。	111.97 (△0.11)	89.73 (△0.09)	76.9 (△0.08)	69.17 (△0.07)	67.27 (△0.07)	86.12 (△0.09)	77.93 (△0.08)	59.93 (△0.06)	3.98月 (議員3.73月)	0.10月

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移									
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）（ ）内は前回からの増減割合								特別職・議員の期末手当	
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※1	代表監査 ※1	監査委員	議長	副議長	議員	支給月数の推移	
											期末手当	前年度との差				
平成28年度	0.15%	584円	給料表を0.2% 引上げ	年間の支給月 数0.1月 引上げ	H28.11.8	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.2%、期末手当を0.1月の増とすることが妥当である。	111.86 (0.22)	89.64 (0.18)	76.82 (0.15)	69.1 (0.14)	67.2 (0.13)	86.03 (0.17)	77.85 (0.15)	59.87 (0.12)	3.88月 (議員3.63月)	0.10月
							○給料月額及び議員報酬月額0.2%増 ○期末手当0.1月増（12月1日から適用）									
平成27年度	0.35%	1,413円	給料表を0.3% 引上げ	年間の支給月 数0.1月 引上げ	H27.11.4	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.3%、期末手当を0.1月の増とすることが妥当である。	111.64 (△0.33)	89.46 (△0.27)	76.67 (△0.23)	68.96 (△0.20)	67.07 (△0.20)	85.86 (△0.26)	77.7 (△0.23)	59.75 (△0.18)	3.78月 (議員3.53月)	0.10月
							○給料月額及び議員報酬月額0.3%増 ○期末手当0.1月増（12月1日から適用）									
平成26年度	0.20%	809円	給料表を0.2% 引上げ	年間の支給月 数0.25月 引上げ	H26.11.4	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.2%、期末手当を0.25月の増とすることが妥当である。	111.31 (△0.22)	89.19 (△0.18)							3.68月 (議員3.43月)	0.25月 (議員0)
							○区長・副区長給料月額0.2%増及び期末手当0.25月増 ○答申によらず議員報酬・期末手当は変更なし。									
平成25年度	△0.14%	△588円	給料表を0.15% 引下げ	据え置き	H25.11.5	○特別区人事委員会勧告において、月例給与のマイナス改定が出されたこと、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを勘案し、区長等及び議員について、給料月額・報酬月額を0.15%減額することが妥当である。また、期末手当は、民間の特別給の支給割合とおおむね均衡しているため、据え置く。	111.09 (△0.17)	89.01 (△0.13)				85.6 (△0.13)	77.47 (△0.12)	59.57 (△0.09)	3.43月	増減なし
							○給料月額・報酬月額は、0.15%減 ○期末手当については変更なし。									
平成24年度	△0.19%	△783円	給料表を0.2% 引下げ	据え置き	H24.11.1	○特別区人事委員会勧告において、月例給与のマイナス改定が出されたこと、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを勘案し、区長等及び議員について、給料月額・報酬月額を0.2%減額することが妥当である。また、議員の期末手当は、議会自らが附則により減額している状況から、議会の良識ある判断により本則で3.43月と規定することが望ましい。	111.26 (△0.22)	89.14 (△0.18)				85.73 (△0.17)	77.59 (△0.15)	59.66 (△0.12)	3.43月	増減なし
							○給与月額・報酬月額は、0.2%減 ○議員の期末手当は、本則で3.43月に改定									
平成23年度	△0.20%	△842円		据え置き	H23.11.11	○特別区人事委員会勧告において、月例給与のマイナス改定が出されたこと、3月に起きた東日本大震災の影響や急速な円高など、経済状況が依然厳しいことなどを総合的に勘案し、月額給与を0.2%減額し、期末手当を据え置くことが妥当である。ただし、議員の期末手当は前年度附則での改定であったため、改定されることが望ましい。	111.48 (△0.22)	89.32 (△0.18)				85.9 (△5.0)	77.74 (△0.16)	59.78 (△0.12)	3.43月	増減なし
							○議長の月例給与は、議員提案により、答申によらず単独で減額 ○期末手当については変更なし。 ※議員の期末手当のみ附則による改定									

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移									
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）（ ）内は前回からの増減割合							特別職・議員の期末手当		
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※1	代表監査 ※1	監査委員	議長	副議長	議員	期末手当	前年度との差
平成22年度	△ 0.30%	△1,259円		年間の支給月数0.2月 引下げ	H22.11.5	○特別区人事委員会勧告において月例給与及び期末勤勉ともマイナス改定が出され、日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを勘案し、期末手当0.19月減額し、給料月額については据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)							3.43月	△0.19月	
							○期末手当について0.19月減 ※議員のみ附則による改定。									
平成21年度	△ 0.38%	△1,605円		年間の支給月数0.35月 引下げ	H21.10.27	○特別区人事委員会勧告においてマイナス改定が出されたことや、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを総合的に勘案する。給料月額については据え置く。	(月例給の変更なし)							3.62月	△0.33月	
							○期末手当について0.33月減（夏季凍結分含む） ※議員のみ附則による改定。									
					H21.5.26	○世界的な景気悪化により、民間企業の夏季賞与が大幅に減額される見込みを受け、特別区人事委員会が臨時勧告を行う。	(月例給の変更なし)									
							○夏季支給分を0.2月凍結									
平成20年度	0.02%	75円	据え置き	据え置き		諮問・答申行わなかった								3.95月	増減なし	
平成19年度	0.01%	38円	据え置き	年間の支給月数0.05月 引上げ	H19.11.5	○区長、副区長の地域手当を13%から14.5%に上げることに伴い、給与月額を1.5%程度減額する。 (地域手当は14.5%で固定)	111.7 (△1.70)	89.5 (△1.40)						3.95月	0.35月	
							○議長、副議長、議員は変更なし									

23区別 特別職報酬等の状況
(各区条例で定める給料等月額)

(令和4年6月1日現在)

※月額順

(単位:万円)

区長			副区長			教育長			常勤の監査委員					議長			副議長			議員			
区名	給料月額	順位	区名	給料月額	順位	区名	給料月額	順位	代表			その他(代表除く)		区名	報酬月額	順位	区名	報酬月額	順位	区名	報酬月額	順位	
									区名	給料月額	順位	区名	給料月額										順位
千代田	128.60	1	千代田	102.70	1	港	93.36	1	新宿	71.40	1	中野	79.97	1	江戸川	95.60	1	千代田	80.90	1	江戸川	62.10	1
港	124.95	2	文京	100.89	2	文京	92.20	2	杉並	68.75	2	港	74.69	2	足立	94.30	2	足立	80.80	2	千代田	61.80	2
文京	124.67	3	港	100.48	3	千代田	90.90	3	板橋	66.50	3	新宿	69.40	3	新宿	93.90	3	江戸川	80.70	3	葛飾	61.80	2
中野	124.24	4	中野	99.73	4	中野	87.42	4	葛飾	66.10	4	品川	67.70	4	中央	93.00	4	新宿	80.10	4	北	61.50	4
江戸川	121.80	5	新宿	93.10	5	練馬	85.40	5	世田谷	66.02	5	杉並	66.87	5	大田	92.88	5	江東	79.60	5	練馬	61.50	4
新宿	116.10	6	大田	92.68	6	墨田	84.30	6	江戸川	66.00	6	葛飾	66.10	6	世田谷	92.69	6	北	79.26	6	足立	61.50	4
江東	115.70	7	江東	92.40	7	北	84.14	7	北	63.49	7	板橋	64.50	7	千代田	92.50	7	中央	78.90	7	世田谷	61.47	7
大田	115.48	8	中央	92.30	8	板橋	83.50	8	目黒	62.80	8	世田谷	64.02	8	江東	92.40	8	台東	78.90	7	新宿	61.30	8
中央	115.10	9	北	91.87	9	荒川	83.00	9	大田	62.52	9	江東	63.70	9	北	92.34	9	目黒	78.90	7	大田	61.23	9
北	114.71	10	荒川	91.70	10	大田	82.92	10	千代田	-	10	北	63.49	10	渋谷	92.03	10	文京	78.52	10	渋谷	61.11	10
荒川	114.30	11	品川	91.60	11	中央	82.40	11	中央	-	10	江戸川	63.00	11	台東	91.90	11	練馬	78.50	11	中央	61.10	11
品川	114.00	12	葛飾	91.50	12	渋谷	81.53	12	港	-	10	墨田	62.80	12	品川	91.80	12	世田谷	78.48	12	港	61.07	12
練馬	113.80	13	台東	91.40	13	江東	80.90	13	文京	-	10	練馬	62.80	12	葛飾	91.80	12	墨田	78.40	13	江東	61.00	13
台東	113.70	14	墨田	91.30	14	葛飾	80.70	14	台東	-	10	大田	62.52	14	荒川	91.70	14	品川	78.40	13	墨田	60.70	14
板橋	113.50	15	板橋	91.00	15	品川	79.70	15	墨田	-	10	足立	61.79	15	文京	91.61	15	荒川	78.40	13	台東	60.40	15
墨田	113.10	16	練馬	91.00	15	新宿	79.30	16	江東	-	10	豊島	61.67	16	墨田	91.30	16	大田	78.35	16	豊島	60.21	16
葛飾	112.20	17	渋谷	90.81	17	台東	78.40	17	品川	-	10	目黒	60.80	17	板橋	91.00	17	板橋	78.20	17	品川	60.20	17
杉並	111.30	18	杉並	89.19	18	杉並	76.44	18	渋谷	-	10	千代田	-	18	練馬	91.00	17	港	78.02	18	荒川	60.20	17
渋谷	111.11	19	江戸川	87.90	19	世田谷	76.33	19	中野	-	10	中央	-	18	港	90.26	19	豊島	77.82	19	板橋	60.00	19
足立	107.88	20	足立	86.49	20	足立	74.58	20	豊島	-	10	文京	-	18	目黒	90.20	20	杉並	77.46	20	目黒	59.60	20
目黒	105.50	21	目黒	84.40	21	江戸川	74.20	21	荒川	-	10	台東	-	18	中野	89.24	21	葛飾	77.10	21	杉並	59.57	21
世田谷	105.01	22	豊島	82.86	22	目黒	73.80	22	練馬	-	10	渋谷	-	18	豊島	88.83	22	渋谷	76.78	22	文京	59.54	22
豊島	97.48	23	世田谷	80.83	23	豊島	72.64	23	足立	-	10	荒川	-	18	杉並	85.60	23	中野	75.61	23	中野	58.90	23
杉並前年度	111.30	17	杉並前年度	89.19	18	杉並前年度	76.44	18	杉並前年度	68.75	2	杉並前年度	66.87	4	杉並前年度	85.60	23	杉並前年度	77.46	20	杉並前年度	59.57	21
平均	114.53		平均	91.66		平均	81.65		平均	65.95		平均	65.94		平均	91.65		平均	78.61		平均	60.77	

23区別 特別職報酬等の状況
(期末手当の「支給月数と年額」)

(令和4年6月1日現在)
(単位：支給月数は「月」、年額は「万円」)

区長				副区長				教育長				常勤の監査委員								議長				副議長				議員			
区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位	代表				その他(代表のぞく)				区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位
												区名	支給月数	年額	順位	区名	支給月数	年額	順位												
荒川	4.00	729	1	荒川	4.00	585	1	荒川	4.00	529	1	杉並	3.93	439	1	杉並	3.93	427	1	荒川	4.00	532	1	荒川	4.00	455	1	荒川	4.00	349	1
杉並	3.93	710	2	杉並	3.93	569	2	港	3.80	514	2	世田谷	3.70	413	2	港	3.80	412	2	大田	3.89	524	2	千代田	3.80	446	2	渋谷	3.90	346	2
千代田	3.80	709	3	千代田	3.80	566	3	千代田	3.80	501	3	葛飾	3.60	379	3	世田谷	3.70	400	3	渋谷	3.90	520	3	大田	3.89	442	3	大田	3.89	345	3
港	3.80	688	4	港	3.80	554	4	杉並	3.93	488	4	板橋	3.50	371	4	豊島	3.70	386	4	千代田	3.80	510	4	渋谷	3.90	434	4	千代田	3.80	341	4
大田	3.67	676	5	大田	3.67	542	5	大田	3.67	485	5	大田	3.67	366	5	葛飾	3.60	379	5	中野	3.85	498	5	港	3.80	430	5	港	3.80	336	5
江東	3.66	675	6	江東	3.66	539	6	渋谷	3.70	481	6	目黒	3.40	361	6	品川	3.50	378	6	港	3.80	497	6	台東	3.70	423	6	世田谷	3.70	330	6
台東	3.70	671	7	台東	3.70	539	7	墨田	3.56	478	7	北	3.55	359	7	江東	3.66	372	7	世田谷	3.70	497	7	豊島	3.75	423	7	中野	3.85	329	7
世田谷	3.70	657	8	渋谷	3.70	536	8	世田谷	3.70	477	8	江戸川	3.15	334	8	大田	3.67	366	8	台東	3.70	493	8	江東	3.66	422	8	豊島	3.75	327	8
渋谷	3.70	655	9	葛飾	3.60	525	9	北	3.55	476	9	新宿	2.90	333	9	中野	3.13	363	9	足立	3.60	492	9	中野	3.85	422	9	台東	3.70	324	9
北	3.55	649	10	北	3.55	520	10	江東	3.66	472	10	千代田	-	10	板橋	3.50	360	10	江東	3.66	490	10	足立	3.60	422	10	江東	3.66	324	10	
中野	3.58	645	11	豊島	3.70	518	11	板橋	3.50	466	11	中央	-	10	北	3.55	359	11	豊島	3.75	483	11	世田谷	3.70	421	11	葛飾	3.60	323	11	
葛飾	3.60	644	12	墨田	3.56	518	12	葛飾	3.60	463	12	港	-	10	墨田	3.56	356	12	葛飾	3.60	479	12	杉並	3.68	413	12	足立	3.60	321	12	
中央	3.50	642	13	中野	3.58	518	13	台東	3.70	462	13	文京	-	10	目黒	3.40	349	13	北	3.55	475	13	北	3.55	408	13	杉並	3.68	318	13	
墨田	3.56	642	14	中央	3.50	515	14	中央	3.50	460	14	台東	-	10	新宿	2.90	323	14	中央	3.50	472	14	墨田	3.56	405	14	北	3.55	317	14	
品川	3.50	636	15	品川	3.50	511	15	豊島	3.70	454	15	墨田	-	10	練馬	3.20	320	15	墨田	3.56	471	15	葛飾	3.60	402	15	墨田	3.56	313	15	
板橋	3.50	633	16	板橋	3.50	508	16	中野	3.58	454	16	江東	-	10	江戸川	3.15	319	16	品川	3.50	466	16	中央	3.50	400	16	中央	3.50	310	16	
江戸川	3.15	616	17	世田谷	3.70	505	17	品川	3.50	445	17	品川	-	10	足立	2.99	312	17	板橋	3.50	462	17	品川	3.50	398	17	品川	3.50	306	17	
豊島	3.70	610	18	目黒	3.40	485	18	練馬	3.20	436	18	渋谷	-	10	千代田	-	17	江戸川	3.30	457	18	板橋	3.50	397	18	板橋	3.50	305	18		
目黒	3.40	606	19	文京	3.20	468	19	文京	3.20	428	19	中野	-	10	中央	-	17	杉並	3.68	457	19	江戸川	3.30	386	19	練馬	3.35	299	19		
練馬	3.20	580	20	練馬	3.20	464	20	目黒	3.40	424	20	豊島	-	10	文京	-	17	練馬	3.35	442	20	目黒	3.35	383	20	江戸川	3.30	297	20		
文京	3.20	578	21	江戸川	3.15	445	21	足立	2.99	377	21	荒川	-	10	台東	-	17	目黒	3.35	438	21	練馬	3.35	381	21	目黒	3.35	290	21		
足立	2.99	545	22	足立	2.99	437	22	江戸川	3.15	375	22	練馬	-	10	渋谷	-	17	文京	3.10	412	22	文京	3.10	353	22	文京	3.10	268	22		
新宿	2.90	541	23	新宿	2.90	434	23	新宿	2.90	369	23	足立	-	10	荒川	-	17	新宿	2.90	395	23	新宿	2.90	337	23	新宿	2.90	258	23		
杉並前年度	4.08	737	2	杉並前年度	4.08	591	2	杉並前年度	4.08	506	3	杉並前年度	4.08	456	1	杉並前年度	4.08	443	1	杉並前年度	3.83	475	17	杉並前年度	3.83	430	11	杉並前年度	3.83	331	12
平均	3.53	641		平均	3.53	513		平均	3.53	457		平均	3.49	373		平均	3.50	367		平均	3.59	477		平均	3.59	409		平均	3.59	316	

※ 期末手当計算方法
 区長・副区長・教育長・常勤の監査委員：〔(給料月額+地域手当)×120/100+給料月額×25/100〕×支給月数
 議長・副議長・議員：(報酬月額×145/100)×支給月数。
 ※ 期末手当の年額は、1万円未満四捨五入
 ※ 常勤の監査委員は、条例等で設置している区のみ表記している。

23区別 特別職報酬等の状況

(給料等に関する条例月額に基づく報酬等の年間合計額)

(令和4年6月1日現在)
(単位:万円)

※年額順

区長			副区長			教育長			常勤の監査委員						議長			副議長			議員		
区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位	代表			その他(代表除く)			区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位
									区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位									
江戸川	2,268	1	荒川	1,817	1	荒川	1,645	1	杉並	1,383	1	杉並	1,346	1	大田	1,638	1	千代田	1,417	1	千代田	1,082	1
荒川	2,265	2	千代田	1,798	2	港	1,635	2	世田谷	1,364	2	中野	1,323	2	荒川	1,632	2	荒川	1,396	2	大田	1,080	2
千代田	2,252	3	杉並	1,795	3	墨田	1,611	3	新宿	1,301	3	世田谷	1,322	3	渋谷	1,625	3	足立	1,391	3	渋谷	1,079	3
杉並	2,240	4	大田	1,788	4	北	1,607	4	葛飾	1,268	4	港	1,308	4	足立	1,624	4	大田	1,382	4	荒川	1,072	4
江東	2,230	5	江東	1,781	5	大田	1,600	5	目黒	1,265	5	品川	1,288	5	千代田	1,620	5	江東	1,378	5	港	1,069	5
大田	2,228	6	台東	1,767	6	千代田	1,592	6	板橋	1,265	6	豊島	1,274	6	世田谷	1,610	6	台東	1,370	6	世田谷	1,067	6
台東	2,199	7	港	1,759	7	板橋	1,588	7	江戸川	1,229	7	葛飾	1,268	7	江戸川	1,605	7	港	1,366	7	葛飾	1,064	7
北	2,191	8	渋谷	1,756	8	練馬	1,583	8	北	1,213	8	新宿	1,264	8	江東	1,599	8	世田谷	1,363	8	足立	1,059	8
中央	2,189	9	中央	1,755	9	渋谷	1,577	9	大田	1,206	9	江東	1,228	9	台東	1,596	9	北	1,359	9	江東	1,056	9
港	2,188	10	葛飾	1,755	10	世田谷	1,576	10	千代田	-	10	板橋	1,227	10	中央	1,588	10	豊島	1,357	10	北	1,055	10
世田谷	2,169	11	北	1,755	11	中央	1,567	11	中央	-	10	目黒	1,225	11	北	1,583	11	渋谷	1,356	11	豊島	1,050	11
品川	2,168	12	墨田	1,745	12	江東	1,559	12	港	-	10	北	1,213	12	葛飾	1,581	12	江戸川	1,355	12	台東	1,049	12
墨田	2,162	13	品川	1,742	13	葛飾	1,548	13	文京	-	10	大田	1,206	13	港	1,580	13	中央	1,347	13	中央	1,043	13
板橋	2,159	14	板橋	1,731	14	杉並	1,538	14	台東	-	10	足立	1,202	14	中野	1,569	14	墨田	1,346	14	江戸川	1,042	14
葛飾	2,152	15	中野	1,714	15	文京	1,534	15	墨田	-	10	墨田	1,200	15	品川	1,567	15	杉並	1,343	15	墨田	1,042	15
渋谷	2,149	16	豊島	1,711	16	台東	1,516	16	江東	-	10	江戸川	1,173	16	墨田	1,567	16	品川	1,339	16	練馬	1,037	16
中野	2,136	17	目黒	1,700	17	品川	1,516	17	品川	-	10	練馬	1,164	17	板橋	1,554	17	板橋	1,335	17	中野	1,036	17
目黒	2,125	18	新宿	1,696	18	中野	1,503	18	渋谷	-	10	千代田	-	18	豊島	1,549	18	目黒	1,330	18	杉並	1,033	18
新宿	2,115	19	練馬	1,687	19	豊島	1,500	19	中野	-	10	中央	-	18	練馬	1,534	19	中野	1,329	19	品川	1,028	19
練馬	2,110	20	足立	1,682	20	目黒	1,487	20	豊島	-	10	文京	-	18	新宿	1,522	20	葛飾	1,328	20	板橋	1,025	20
足立	2,099	21	文京	1,679	21	足立	1,451	21	荒川	-	10	台東	-	18	目黒	1,521	21	練馬	1,323	21	目黒	1,005	21
文京	2,075	22	世田谷	1,669	22	新宿	1,445	22	練馬	-	10	渋谷	-	18	文京	1,511	22	新宿	1,298	22	新宿	993	22
豊島	2,013	23	江戸川	1,637	23	江戸川	1,382	23	足立	-	10	荒川	-	18	杉並	1,484	23	文京	1,295	23	文京	982	23
杉並 前年度	2,267	3	杉並 前年度	1,816	2	杉並 前年度	1,557	14	杉並 前年度	1,400	1	杉並 前年度	1,362	1	杉並 前年度	1,503	23	杉並 前年度	1,360	13	杉並 前年度	1,046	15
平均	2,169		平均	1,736		平均	1,546		平均	1,277		平均	1,254		平均	1,576		平均	1,352		平均	1,046	

※ 金額は、1万円未満四捨五入

※ 常勤の監査委員は、条例等で設置している区のみ表記している。

23区別 特別職報酬等の状況
(退職手当額)

参 考 資 料
令和4年6月1日現在
(単位：万円)

区長				副区長				教育長				常勤の監査委員							
区名	支給率	支給額	順位	区名	支給率	支給額	順位	区名	支給率	支給額	順位	代表				その他(代表のぞく)			
												区名	支給率	支給額	順位	区名	支給率	支給額	順位
台東	6.00	2,729	1	北	4.00	1,470	1	北	3.00	757	1	世田谷	2.38	629	1	港	2.15	642	1
江戸川	5.00	2,436	2	荒川	4.00	1,467	2	港	2.69	753	2	新宿	2.14	611	2	品川	2.30	623	2
千代田	4.70	2,418	3	台東	4.00	1,462	3	荒川	3.00	747	3	杉並	2.16	594	3	世田谷	2.38	609	3
江東	5.00	2,314	4	港	3.59	1,443	4	渋谷	2.90	709	4	江戸川	2.21	583	4	北	2.40	609	4
北	5.00	2,294	5	大田	3.45	1,279	5	台東	3.00	706	5	葛飾	2.10	555	5	新宿	2.14	594	5
荒川	5.00	2,286	6	練馬	3.49	1,270	6	大田	2.70	672	6	大田	2.20	550	6	杉並	2.16	578	6
港	4.49	2,244	7	江東	3.40	1,257	7	練馬	2.62	671	7	板橋	2.00	532	7	中野	1.77	566	7
大田	4.75	2,194	8	品川	3.40	1,246	8	品川	2.70	646	8	豊島	2.00	493	8	江戸川	2.21	557	8
品川	4.80	2,189	9	渋谷	3.30	1,199	9	江東	2.50	607	9	目黒	1.95	490	9	葛飾	2.10	555	9
板橋	4.50	2,043	10	江戸川	3.40	1,195	10	足立	2.70	604	10	千代田	—	—	—	大田	2.20	550	10
新宿	4.37	2,029	11	千代田	2.90	1,191	11	板橋	2.40	601	11	中央	—	—	—	練馬	2.09	525	11
中央	4.40	2,026	12	葛飾	3.20	1,171	12	千代田	2.20	600	12	港	—	—	—	板橋	2.00	516	12
葛飾	4.50	2,020	13	中央	3.10	1,145	13	葛飾	2.40	581	13	文京	—	—	—	江東	2.00	510	13
杉並	4.50	2,003	14	板橋	3.10	1,128	14	江戸川	2.60	579	14	台東	—	—	—	豊島	2.00	493	14
世田谷	4.76	1,999	15	新宿	3.01	1,121	15	中央	2.30	569	15	墨田	—	—	—	目黒	1.95	474	15
練馬	4.36	1,985	16	杉並	3.06	1,092	16	新宿	2.33	554	16	江東	—	—	—	墨田	1.80	452	16
足立	4.50	1,942	17	足立	3.15	1,090	17	文京	2.00	553	17	品川	—	—	—	足立	1.80	445	17
目黒	4.50	1,899	18	中野	2.65	1,057	18	世田谷	2.38	545	18	渋谷	—	—	—	千代田	—	—	—
文京	3.80	1,895	19	文京	2.60	1,049	19	杉並	2.34	537	19	中野	—	—	—	中央	—	—	—
豊島	4.50	1,755	20	目黒	3.06	1,033	20	墨田	2.10	531	20	北	—	—	—	文京	—	—	—
渋谷	3.70	1,644	21	豊島	3.10	1,027	21	豊島	2.40	523	21	荒川	—	—	—	台東	—	—	—
墨田	3.40	1,538	22	世田谷	3.15	1,018	22	目黒	2.30	509	22	練馬	—	—	—	渋谷	—	—	—
中野	3.09	1,536	23	墨田	2.70	986	23	中野	1.77	464	23	足立	—	—	—	荒川	—	—	—
平均	4.51	2,062		平均	3.25	1,191		平均	2.49	609		平均	2.13	560		平均	2.09	547	

※ 4年間勤続した場合(教育長のみ3年間)の退職手当である。退職手当額=退職時の給料月額×支給率×勤続期間

※ 金額は、1万円未満四捨五入

特別区（23区）別
特別職の在任期間中の報酬総額一覧

参考資料

令和4年6月1日現在

（単位：万円）

区名	区長		副区長		教育長		常勤代表監査		常勤監査	
	総支給額	順位	総支給額	順位	総支給額	順位	総支給額	順位	総支給額	順位
千代田	11,424.8	3	8,384.4	6	5,374.9	7	—	—	—	—
中央	10,782.1	11	8,166.3	12	5,270.1	12	—	—	—	—
港	10,995.6	8	8,480.5	4	5,657.6	2	—	—	5,873.6	3
新宿	10,489.6	15	7,905.1	17	4,888.2	22	5,814.1	3	5,651.2	6
文京	10,193.0	20	7,764.5	21	5,155.8	16	—	—	—	—
台東	11,523.6	1	8,532.3	2	5,253.9	13	—	—	—	—
墨田	10,185.6	21	7,966.7	15	5,365.2	9	—	—	5,253.8	14
江東	11,234.0	5	8,380.3	7	5,284.6	10	—	—	5,420.6	11
品川	10,861.5	10	8,214.3	10	5,193.0	15	—	—	5,773.2	5
目黒	10,400.6	17	7,834.3	19	4,969.5	20	5,550.5	6	5,373.7	13
大田	11,104.5	6	8,430.2	5	5,470.2	4	5,374.2	8	5,374.2	12
世田谷	10,674.5	13	7,696.0	23	5,274.3	11	6,082.6	2	5,898.3	2
渋谷	10,238.9	19	8,223.0	9	5,439.1	5	—	—	—	—
中野	10,078.8	22	7,915.0	16	4,972.7	19	—	—	5,856.5	4
杉並	10,961.9	9	8,270.5	8	5,151.1	17	6,127.6	1	5,960.1	1
豊島	9,807.7	23	7,872.7	18	5,023.7	18	493.4	10	5,588.0	8
北	11,057.4	7	8,488.3	3	5,578.2	3	4,850.3	9	5,459.0	9
荒川	11,345.9	4	8,735.7	1	5,681.2	1	—	—	—	—
板橋	10,677.6	12	8,051.3	13	5,365.5	8	5,591.1	5	5,422.9	10
練馬	10,424.4	16	8,019.2	14	5,421.4	6	—	—	5,182.5	17
足立	10,336.2	18	7,819.8	20	4,956.5	21	—	—	5,252.9	15
葛飾	10,626.9	14	8,190.5	11	5,224.1	14	5,626.0	4	5,626.0	7
江戸川	11,507.1	2	7,741.8	22	4,723.3	23	5,498.8	7	5,248.9	16
平均	10,736.2		8,134.0		5,247.6		5,100.9		5,542.1	

※4年間勤続した場合（教育長のみ3年間）の総支給額

※期末手当の年額は、1万円未満四捨五入

23区別 行政数値比較

区名	人口 (外国人含む)		世帯数 (外国人含む)		区面積		議員数 (条例定数)		区職員数		令和4年度 普通会計 当初予算 億円	
	人	順位	世帯	順位	区	順位	人	順位	人	順位	億	順位
千代田	67,049	23	37,773	23	11.66	19	25	23	1,197	23	691.6	23
中央	171,419	22	96,535	22	10.21	21	30	22	1,654	22	1,235.6	16
港	257,183	17	145,951	17	20.37	12	34	16	2,227	13	1,591.8	13
新宿	341,222	12	216,903	11	18.22	13	38	13	2,858	9	1,670.4	11
文京	226,332	19	123,199	20	11.29	20	34	16	1,921	19	1,120.9	18
台東	203,709	21	124,181	19	10.11	23	32	19	1,943	18	1,055.0	21
墨田	275,724	16	157,015	15	13.77	17	32	19	1,882	20	1,226.1	17
江東	525,952	8	276,477	8	43.01	6	44	7	2,650	12	2,277.0	7
品川	403,699	10	226,858	10	22.84	10	40	10	2,727	11	1,901.7	10
目黒	278,276	15	156,910	16	14.67	16	36	14	2,061	15	1,115.6	19
大田	728,703	3	398,254	2	61.86	1	50	1	3,970	3	2,980.8	3
世田谷	916,208	1	489,372	1	58.05	2	50	1	5,499	1	3,348.8	1
渋谷	229,013	18	139,386	18	15.11	15	34	16	1,957	17	1,045.7	22
中野	332,017	13	206,061	12	15.59	14	42	9	2,077	14	1,582.8	14
杉並	569,703	6	323,702	6	34.06	8	48	4	3,385	7	2,012.1	9
豊島	283,342	14	176,253	14	13.01	18	36	14	2,027	16	1,360.4	15
北	351,278	11	198,967	13	20.61	11	40	10	2,789	10	1,606.6	12
荒川	215,543	20	117,089	21	10.16	22	32	19	1,686	21	1,063.6	20
板橋	567,214	7	316,494	7	32.22	9	46	5	3,737	4	2,284.0	6
練馬	738,358	2	381,830	3	48.08	5	50	1	4,427	2	2,880.6	4
足立	689,106	5	359,923	4	53.25	3	45	6	3,458	6	3,157.4	2
葛飾	462,083	9	239,622	9	34.80	7	40	10	3,023	8	2,115.1	8
江戸川	689,739	4	345,803	5	49.90	4	44	7	3,730	5	2,838.3	5
平均	414,038	-	228,459	-	27.08	-	39	-	2,734	-	1,833.1	-

※「区職員数」、「令和3年度普通会計当初予算」は、「特別区当初予算状況」(東京都総務局行政部政課発行)による(令和4年4月1日現在の数値)。

その他の項目は「東京都区市町村年報」(東京都)による(「議員数」は令和4年4月1日現在、「人口」、「世帯数」、「区面積」は令和4年1月1日現在)。

杉並区における財政状況の推移(歳入・歳出)

単位:千円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入総額(普通会計) (A)	194,202,220	195,660,277	205,368,165	270,587,110	249,336,644
歳出総額(普通会計) (B)	185,236,128	187,521,247	198,137,078	258,724,404	235,794,002
形式収支額 (C) = (A) - (B)	8,966,092	8,139,030	7,231,087	11,862,706	13,542,642
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	184,393	504,422	472,455	217,218	346,219
実質収支比率 (E) = (F) / (G) * 100	7.6%	6.3%	5.3%	9.3%	10.3%
実質収支額 (F) = (C) - (D)	8,781,699	7,634,608	6,758,632	11,645,488	13,196,423
標準財政規模 (G)	116,071,760	121,218,340	127,665,262	125,014,524	127,632,072
経常収支比率 (H) = (I) / (J) * 100	82.6%	81.7%	82.1%	86.4%	82.8%
経常的経費充当一般財源等 (I)	99,473,520	102,504,885	106,045,056	108,725,188	110,539,378
経常一般財源等総額 (J)	120,369,436	125,501,151	129,093,800	125,884,433	133,461,900
人件費比率 (K) = (L) / (B) * 100	19.8%	19.5%	18.7%	14.7%	15.7%
人件費 (L)	36,609,818	36,513,429	37,124,937	37,930,571	36,987,526

各年度:地方財政状況調査(普通会計)による

【用語説明】

実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支の割合を表すものです。

$$\text{(実質収支額} \div \text{標準財政規模)} \times 100$$

経常収支比率

財政構造の弾力性を示す。毎年入ってくる経常的な収入が、人件費や扶助費、公債費など容易に縮減できない経常的な支出にどれだけ充てられているかを示す。

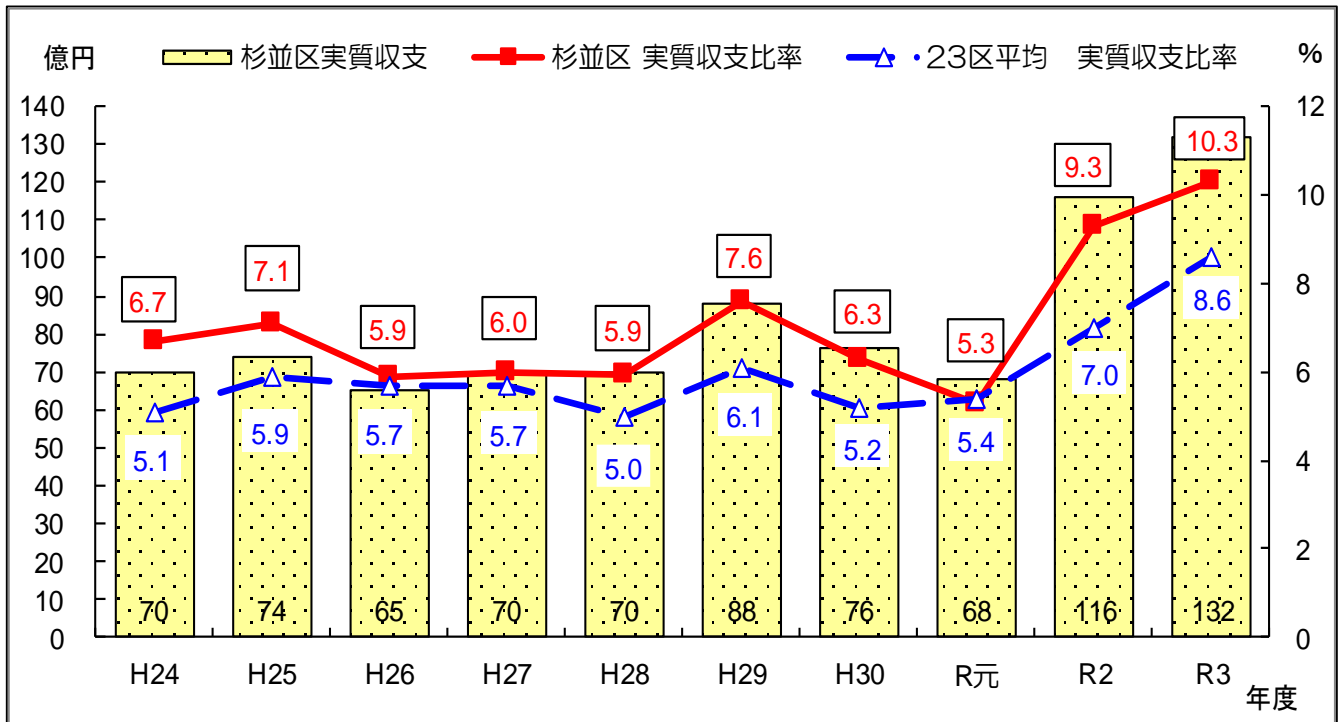
$$\text{(経常的経費充当一般財源等} \div \text{経常一般財源等総額)} \times 100$$

人件費比率

$$\text{(人件費} \div \text{歳出総額)} \times 100$$

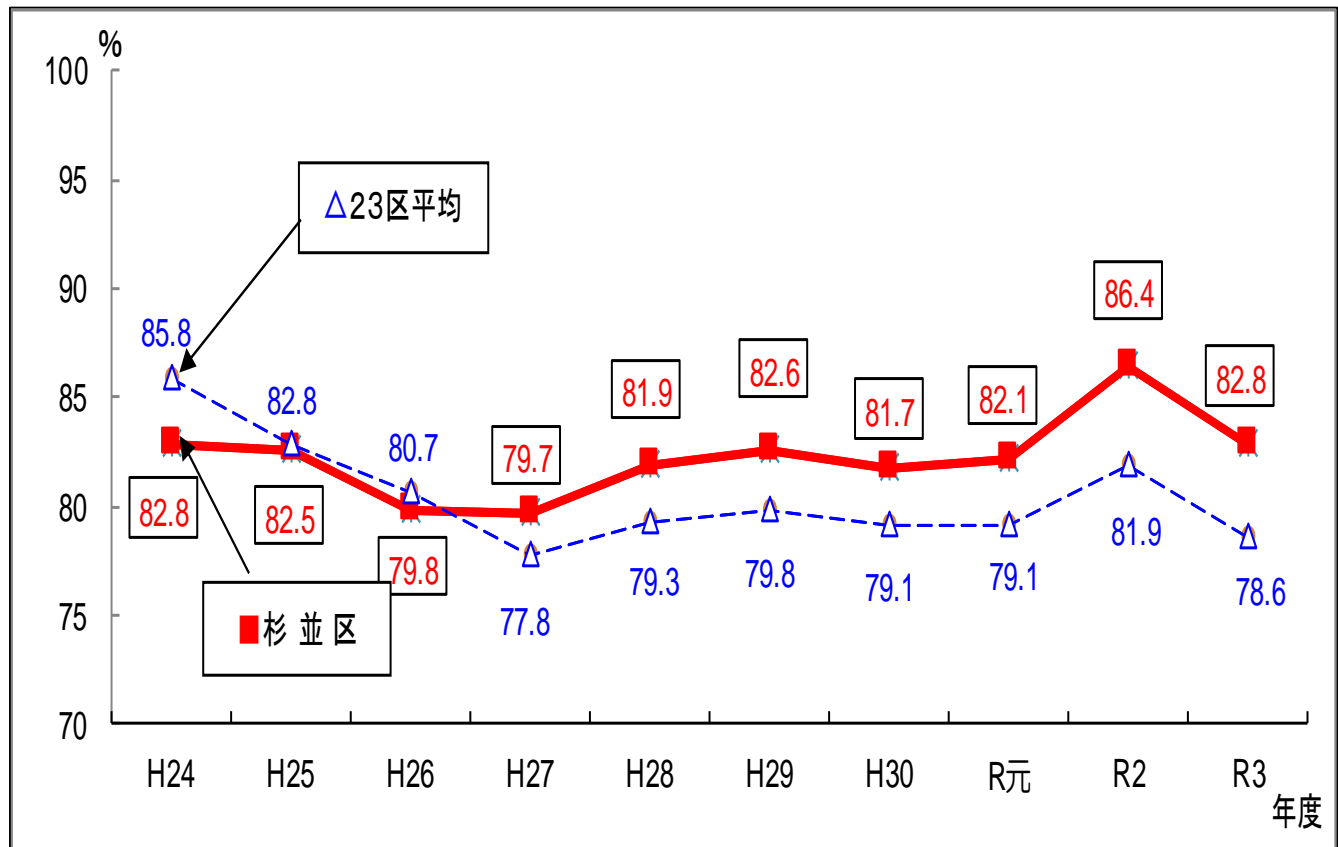
杉並区における財政状況の推移(歳入・歳出) 補足資料

◇実質収支比率の推移



普通会計決算による

◇経常収支比率の推移

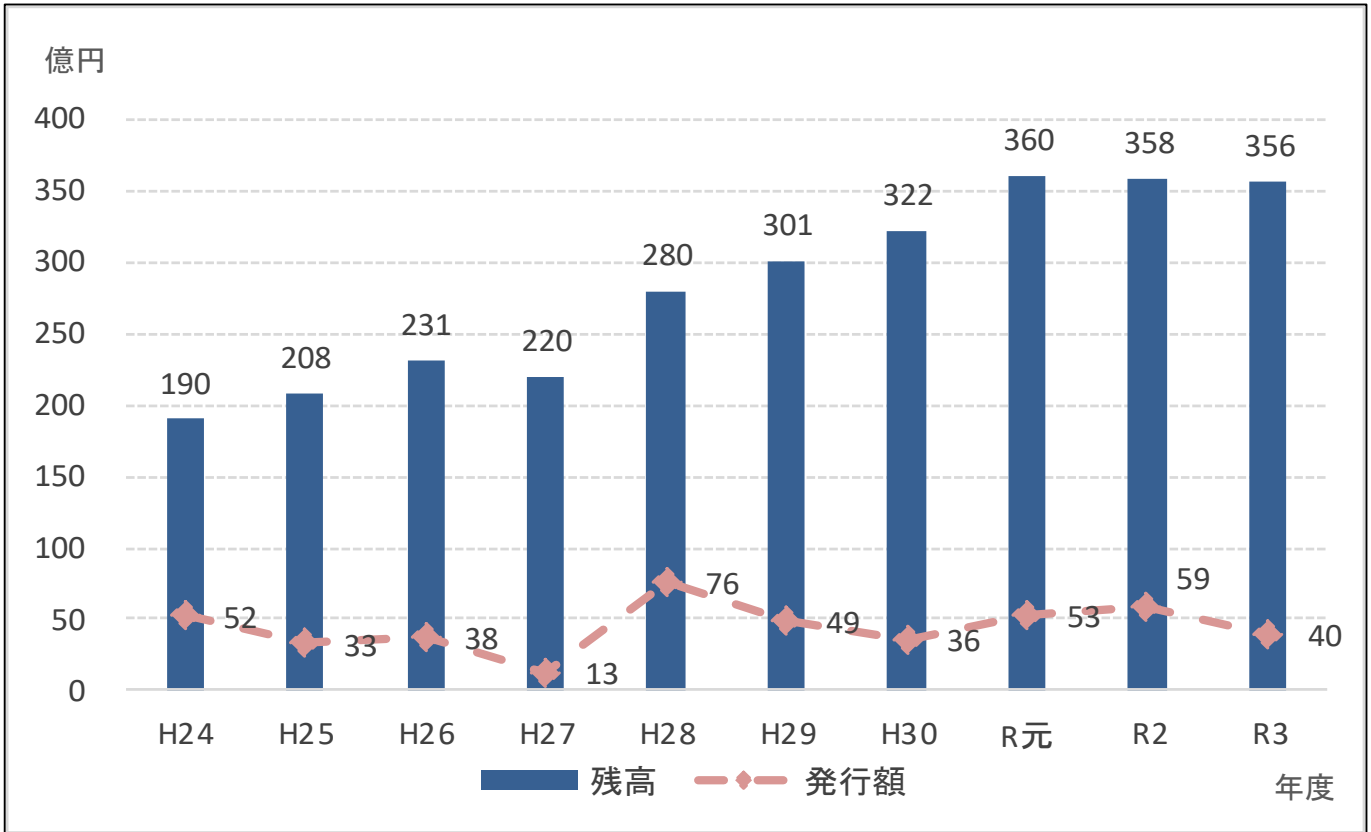


普通会計決算による

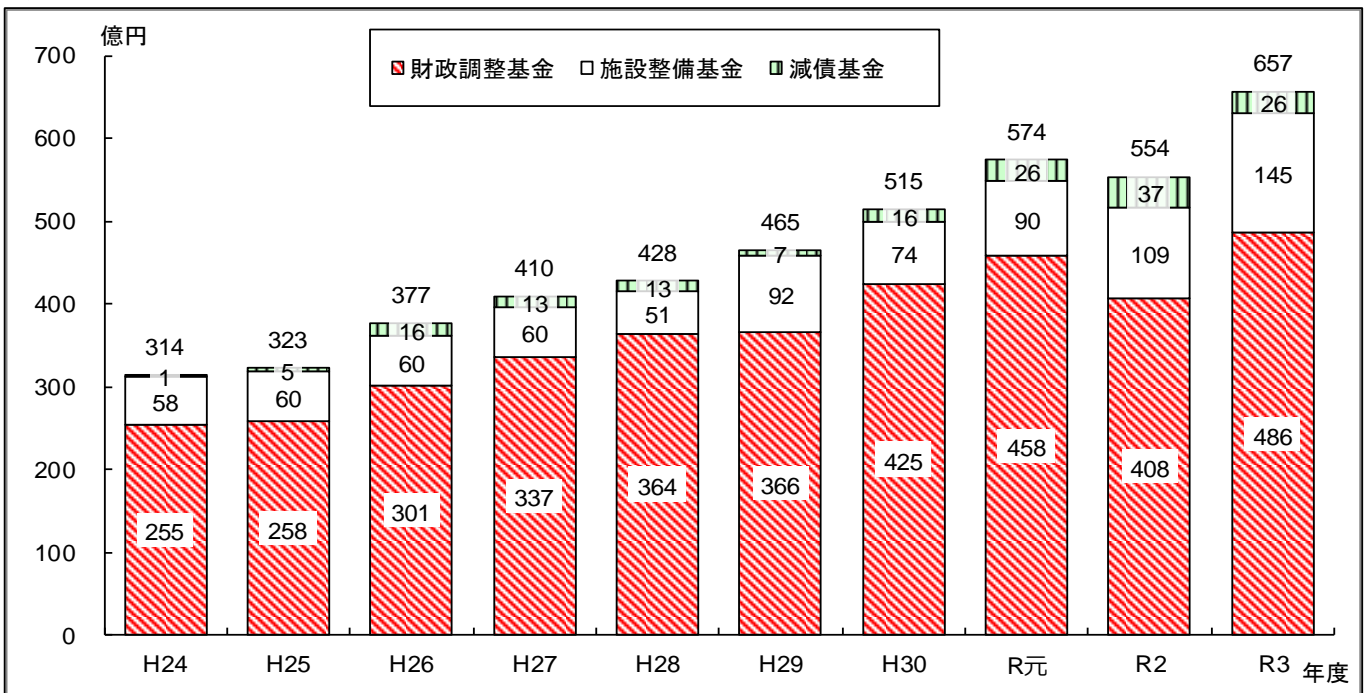
区政経営報告書から抜粋

杉並区における財政状況の推移(区債・基金)

◇区債残高の推移



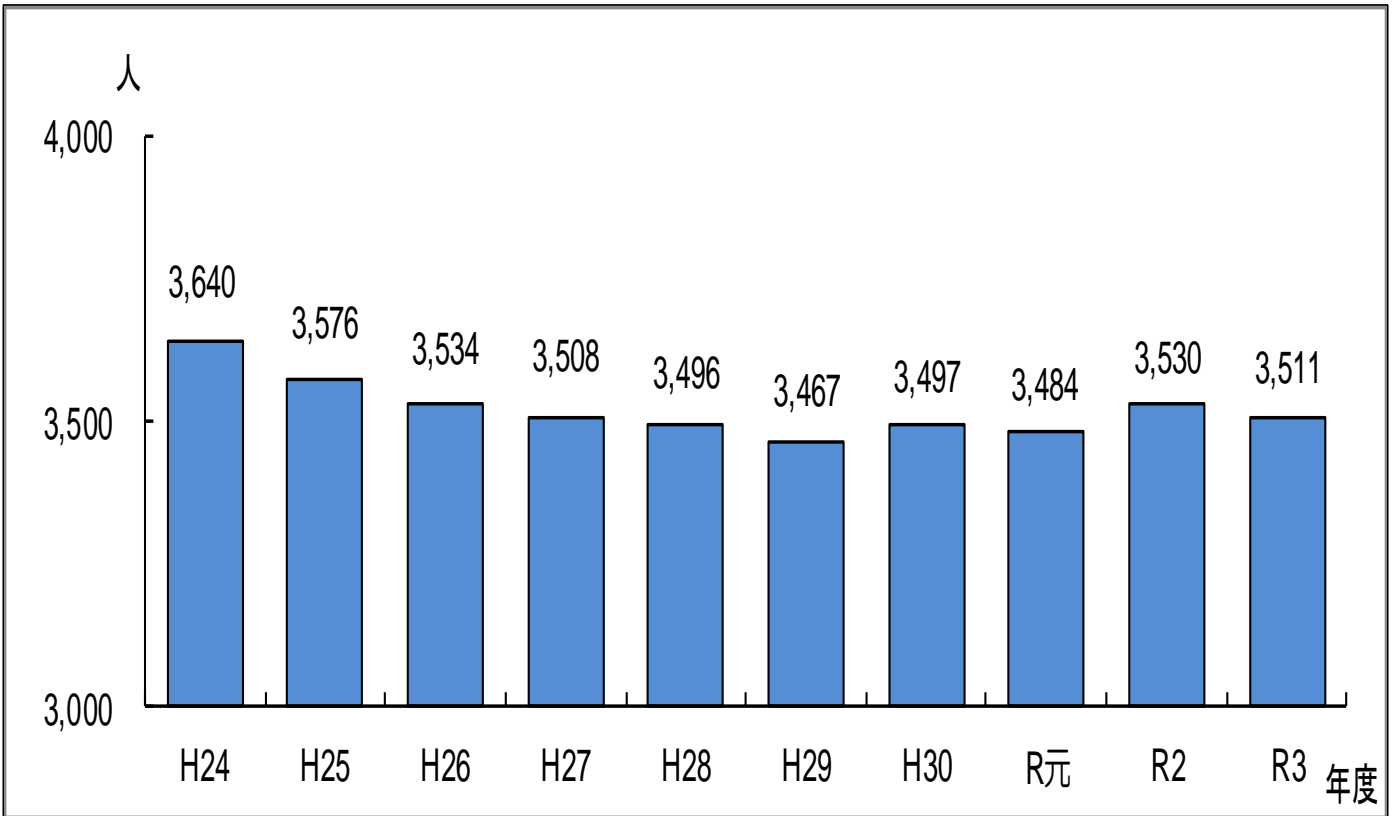
◇主な基金残高の推移



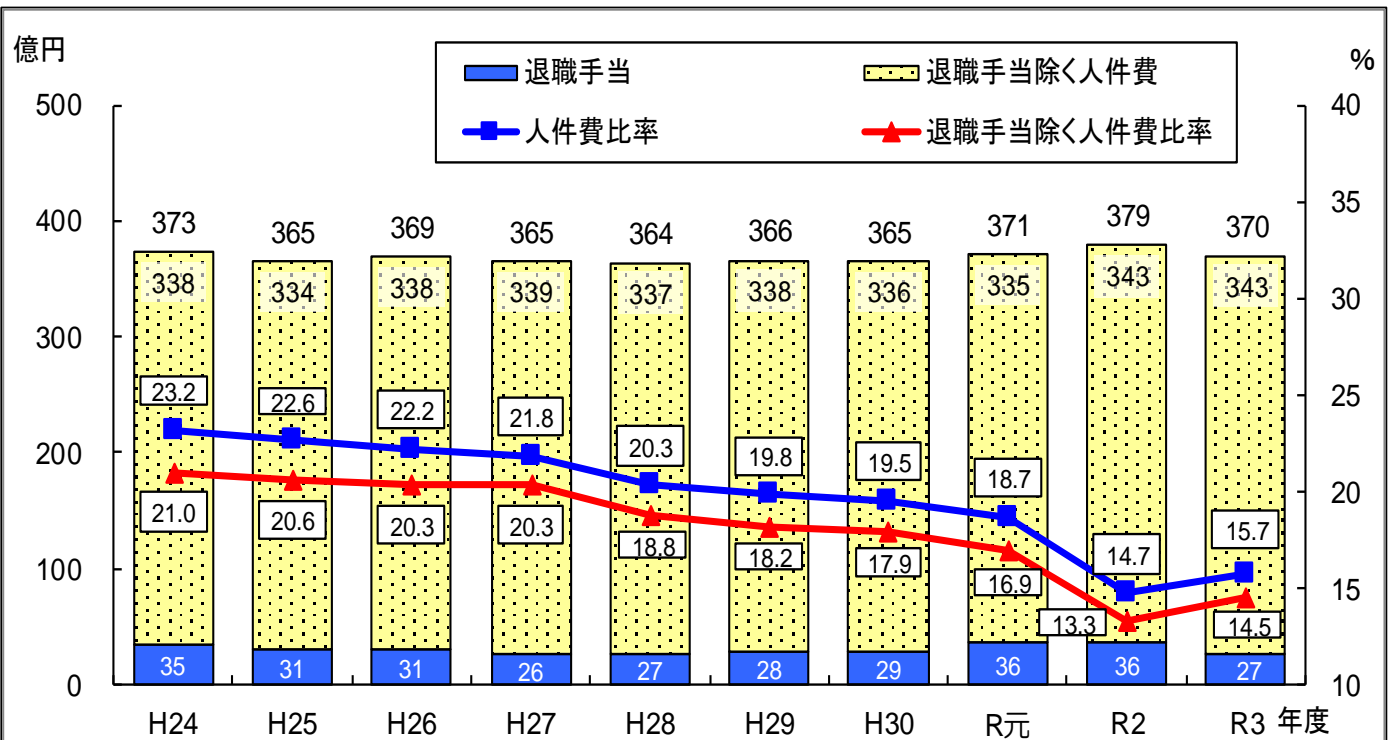
区政経営報告書から抜粋

杉並区の職員数及び人件費の推移

◇職員数の推移(毎年度4月1日現在)



◇人件費と人件費率の推移



普通会計決算による

区政経営報告書から抜粋

令和4年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和4年10月11日(火)
特別区人事委員会

〔本年のポイント〕

月例給、特別給ともに引上げ

- 1 月例給
公民較差896円(0.24%)を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
 - 2 特別給(期末手当・勤勉手当)
年間の支給月数を0.1月引上げ(現行4.45月→4.55月)、勤勉手当に割振り
- ◎ 職員の平均年間給与は、約5万4千円の増

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容(令和4年4月)

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
56,612人	31,330人	378,512円	38.9歳

2 民間給与実態調査の内容(令和4年4月)

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,111民間事業所を調査(調査完了692事業所)

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職員	差
379,408円	378,512円	896円(0.24%)

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.56月分	4.45月	0.11月

4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差896円(0.24%)を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は△1,007円である。

5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給者については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年4月1日時点の1,443人に対し、本年4月1日時点で1,147人、減少数は296人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の38人で約13%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

II 改定の内容

1 給料表

(1) 行政職給料表（一）

- ・ 初任給について、国や民間企業における初任給の動向等を踏まえて引上げ

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
I 類	183,700円	188,200円	4,500円
III 類	147,100円	152,100円	5,000円

- ・ 初任給の引上げを踏まえ、若年層の職員にも一定の改善が及ぶよう改定

(2) その他の給料表等

- ・ その他の給料表は、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定
- ・ 再任用職員は、本年の給料表改定が若年層を対象としたものであることから改定なし

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・ 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げ
- ・ 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り
- ・ 3月期末手当を廃止し、6月・12月期が均等になるよう配分（令和5年度から）

○管理職員以外の職員の支給月数

		令和4年勧告前	令和4年勧告後	令和5年度以降
期末手当	6月期	1.05 月	1.05 月	1.2 月
	12月期	1.1 月	1.1 月	1.2 月
	3月期	0.25 月	0.25 月	-
	計	2.4 月	2.4 月	2.4 月
勤勉手当	6月期	1.025 月	1.025 月	1.075 月
	12月期	1.025 月	1.125 月	1.075 月
	計	2.05 月	2.15 月	2.15 月
支給月数計		4.45 月	4.55 月	4.55 月

3 実施時期

- ・ 月例給：令和4年4月1日 特別給：条例の公布の日

(参考1) 公民較差解消による配分

給料	諸手当	はね返り	計
747円	0円	149円	896円

(参考2) 公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約6,286千円	約6,340千円	約54千円

人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

1 人事・給与制度

(1) 人材の確保

（特別区の魅力と役割）

- ・ 先進都市として進化し続ける東京の中核である特別区では、幅広い行政サービスを提供するとともに、地域と協働し、先進的でダイナミックな取組を展開
- ・ 魅力ある未来を創り出す力を持つ有為な人材の確保が必須

（人材確保をめぐる状況と採用制度の見直し）

- ・ 本年度の特別区職員採用試験・選考の申込者数は、大幅に減少。特別区が受験

- 者の就職先として選択されるよう、不断に研究を積み重ね、採用制度を見直し
- ・ 技術関係職種は、多様で豊かな知識、技術、経験を持つ人材を確保するため、試験実施方法・内容をよりチャレンジしやすいものに変更
 - ・ デジタル技術やデータを活用した区民の利便性の向上に対応できる人材の確保が急務。令和5年度秋の実施に向けて新たな採用試験・選考制度を検討
 - ・ 就職氷河期世代を対象とする採用試験の継続に向けた準備。障害者を対象とする採用選考の年齢制限撤廃に係る制度の見直し

(採用PR等の戦略的な展開)

- ・ 特別区ならではの魅力を伝えるべく、対面及びオンライン双方の利点を活かし、PR活動を更に強化
- ・ 各区においては、独自のPRとともに、積極的なインターンシップの受入れ等の対応を検討することが必要

(2) 人材の育成

(人事評価制度の適切な運用)

- ・ 人事評価制度は、地方公務員法に基づく、人事管理の基礎。制度の公平性や納得性を高め、任用・給与の面で更なる活用が必要
- ・ 一部の区で管理職員への本人開示や評価者研修が未実施。本人開示制度の整備とともに、評価者研修を早急に実施することが必要。昇任意欲では、複数年度の評価結果を活用することで、選考の精度をより高めることが必要

(若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成)

- ・ 将来にわたり質の高い区民サービスを提供していくためには、次代を担う若年層職員の昇任意欲を醸成するとともに、計画的な人材育成を行うことが重要
- ・ 研修等のOff-JTとOJTの連動による相乗効果や、自己啓発等の更なる支援について進めていくことが必要。OJTにおいては管理監督職の役割も重要であり、職員の気づきを促し、モチベーションを向上させる指導が有用。他団体等への派遣研修等も有効な手段

(管理監督職を担う者の人材育成)

- ・ 多様な課題に的確に対応し、持続可能な区政運営の実現には、管理監督職による職員の人材育成や組織マネジメントが重要であり、計画的育成が必要
- ・ 管理職選考種別Ⅰ類は、令和5年度からの役職定年制の導入を受け、より積極的な活用が必要。女性職員が管理職選考を受けやすい環境整備や、昇任意欲の醸成に向けて一層の取組が必要
- ・ 種別Ⅱ類は、任命権者において、公平性及び公正性が担保された選考を実施し、的確な人材の確保がなされるよう留意

(3) 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 高齢層職員が知識・経験を活かして活躍するとともに、その知識・経験を次代の職員に継承できるようにすることで、若年層を含めた全ての職員がその能力を存分に発揮できる環境を整えることが重要
- ・ 国の検討状況等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、研究を継続

2 勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

- ・ より良い区民サービスを実現するためには、職員が心身ともに健康で、ワーク・ライフ・バランスを実現し、やりがいや充実感をもって働ける職場づくりが不可欠。長時間の超過勤務が恒常的に発生している部署については、より一層、縮減に向けた不断の取組を進めることが必要
- ・ 長時間労働の是正に向けて、ICTを活用した業務の効率化等とともに、臨時

的な職員の応援、職員配置の見直し等、様々な対策を講じる必要がある

- ・ 教育現場の多忙化解消が喫緊の課題。意識改革とともに、業務負担の軽減や長時間勤務の是正に向けて、実効性を伴う対策が必要

(2) 多様で柔軟な働き方

- ・ テレワークの推進にあっては、より円滑にテレワークを実施するための環境整備を行うことで、希望する誰もが、端末一つで、どこでも仕事ができる環境となるような仕組みづくりが肝要。テレワークの活用拡大と同時にICT活用による業務プロセス改善を図り区民サービスの向上に寄与
- ・ 引き続き国の検討状況等を注視し、フレックスタイム制等の多様で柔軟な働き方に関する諸制度の導入や必要な規定の整備について、任命権者と連携を取りながら検討

(3) 仕事と生活の両立支援

(男性職員の育児休業の取得促進)

- ・ 男性職員の育児休業の取得率は年々上昇し、国が掲げる30%の目標値を特別区全体としては達成している一方で、未達成の区がある。また、育児休業の取得期間は、女性職員の取得者より短期間
- ・ 男性職員の育児休業取得の更なる向上を目指し、意識啓発等の取組により、希望する職員誰もが育児休業を取得しやすい職場風土を醸成していくことが必要
- ・ 個々の職員のライフプランに合わせ、希望する期間・時期・回数を取得できるよう、育休代替等の弾力的な人員配置を行うなど、安心して育児休業を取得できる環境整備が必要

(不妊治療のための休暇の導入)

- ・ 職員へ不妊治療のための休暇制度を周知し、理解促進に努めるとともに、プライバシーの保護に十分配慮しながら、安心して不妊治療のための休暇を取得しやすい職場風土の醸成が必要

(4) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 多くの職員が、新型コロナウイルス感染症への対応に従事する中、メンタルヘルスへの影響を懸念
- ・ ストレスチェックの判定結果をセルフケアに活用するとともに、管理職は、組織のストレス傾向を踏まえて職場環境の改善を図ることで、メンタルヘルス不調を未然に防止
- ・ メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理職から積極的に声掛けを行うなど、早期発見及び早期対応することが重要

(5) ハラスメントの防止対策

- ・ 各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意識の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、組織の問題として迅速に対応することが重要
- ・ パワー・ハラスメント防止には、管理職の役割が極めて重要。職層研修を活用するなどして、対応能力の向上が必要

3 区民からの信頼の確保

- ・ 職員による不祥事の発生は、区政に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害して、区民サービスの提供に影響。従来の不祥事防止策に加えて、公益通報制度が有効に活用される取組の強化が必要
- ・ 職員の意識啓発に取り組み、高い倫理意識や使命感の醸成を図るとともにコンプライアンス意識の高い健全な組織風土の維持に向けて不断の努力を重ね、もって、区民からの信頼を確保

行政系人事・給与制度の改正に伴う「差額支給者」とは

【行政系人事・給与制度の改正（平成 30 年 4 月）】

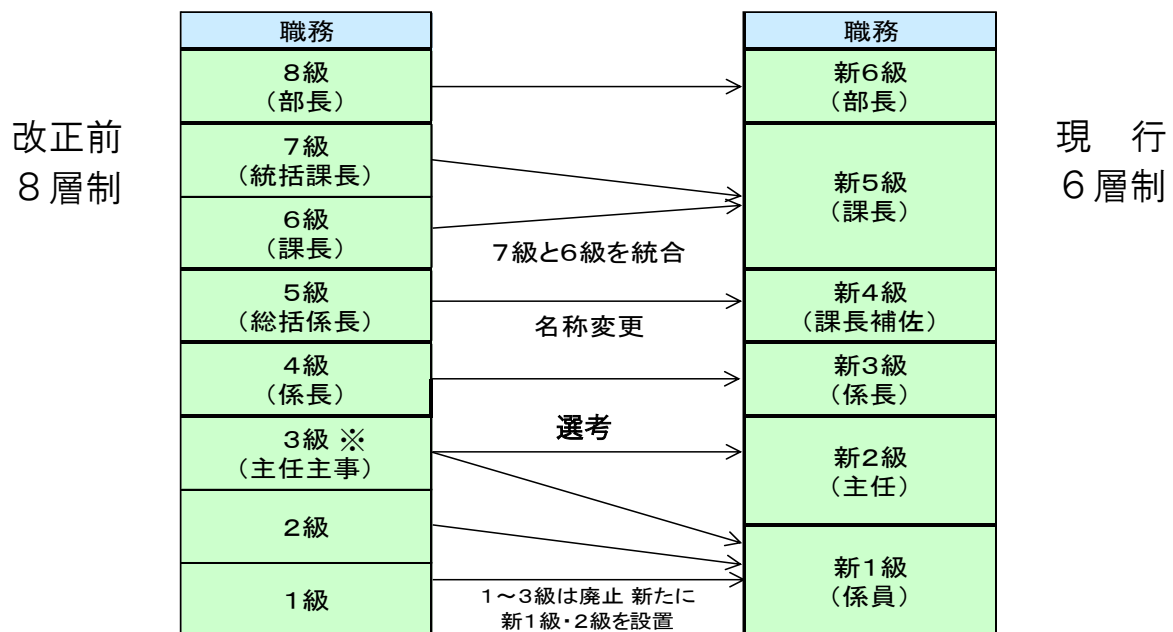
○8層制から6層制へ

- ・旧1級から旧3級までを廃止⇒ 新1級（係員）と新2級（主任）を設置
- ・新2級（主任）は、係長職への昇任を前提とした「係長を補佐する職」と位置づけ

○昇任意欲を醸成する給与制度

- ・職務・職責への給与への反映を徹底し、職層間の給料の水準に格差をつけることにより、昇任インセンティブを拡大

【職務・職責の明確化】



※3級（主任主事）は、新1級に切替え後、選考を経て新2級（主任）に任用

【差額支給者】

給料表の切替えに伴い、下位の級に切り替わった職員に対する切替前給料月額（現給）を保障（差額支給）

（事例）

改正前2級110号給の職員が、新たに新1級に該当する号給に切り替わった場合、現給が切替後の級の最高号給の給料月額を超えるため、現給を保障（最高号給との差額を支給）する。

<切替前>

2級 係員	
2-110 (号給)	326,600 円

<切替後>

新1級 係員	
1-149 (号給)	324,800 円

現給保障（差額支給）	
326,600 円	

※ 差額支給者は、その着実な解消が求められるが、これは任用面において解消すべきものであり、給料表改定において解消することは適当でないと判断し、公民比較から除外して算出（人事委員会による特例措置）

特別給の取り扱いについて

■特別給とは

特別給とは、民間の賞与（ボーナス）に相当するもので、「期末手当」と「勤勉手当」で構成されています。

期末手当・・・民間における賞与等のうち一定率(額)分に相当する手当

勤勉手当・・・民間における賞与等のうち考課査定分（勤務成績により支給）に相当する手当

■特別区人事委員会勧告を踏まえたこれまでの取り扱い

区分	支給規定		これまでの取り扱い
	期末手当	勤勉手当	
特 別 職	○	—	<p>■勧告等を踏まえた特別職報酬等審議会の答申を受け改定</p> <p>[プラス改定] 期末手当で措置</p> <p>[マイナス改定] 期末手当で措置</p>
一 般 職 員 〔常 勤〕	○	○	<p>[プラス改定] 勤勉手当で措置 ※1</p> <p>[マイナス改定] 期末手当で措置</p>
会計年度任用職員 ※2	○	—	<p>[プラス改定] 現行法では勤勉手当の規定がないため、 勤勉手当に割り振ることができない</p> <p>[マイナス改定] 期末手当で措置</p>

※1 民間の特別給（賞与）における考課査定分の配分状況及び国の状況（引上げ分は全て勤勉手当に反映）を考慮し、勤勉手当に割り振る勧告がされています。

※2 特別区人事委員会は、会計年度任用職員を勧告の対象に含むことは可能であるが、本年の勧告には含んでいないとして、常勤職員との均衡により判断すべきものとの考えを示しています。

本日の審議の概要等

審議の概要(まとめ)

(1) 区長・副区長・教育長・常勤の監査委員

給料月額	改定を行わない
期末手当	0. 1月引き上げる (現行3. 93月→4. 03月)
年間給与	(区 長) 約18万1千円 (0. 81%) 増
	(副区長) 約14万5千円 (0. 81%) 増
	(教育長) 約12万4千円 (0. 81%) 増
	(常勤の監査委員) (代表) 約11万2千円 (0. 81%) 増 (常勤の監査委員) (その他) 約10万9千円 (0. 81%) 増

(2) 議 員

報酬月額	改定を行わない
期末手当	0. 1月引き上げる (現行3. 68月→3. 78月)
平均年間給与	約8万6千円 (0. 84%) 増

(3) 政務活動費

据え置きとする。

(4) 実施時期

改定の実施時期は、職員と同様の取扱いとする。

【参考】今年の特別区人事委員会勧告

月例給与	896円 (0. 24%)
給料表	初任給及び若年層の給料月額を引上げ
期末・勤勉手当	0. 1月引き上げる (現行4. 45月→4. 55月)
平均年間給与	約5万円4千円 (0. 86%) 増
	(杉並区部長級のみ) 約7万円9千円 (0. 76%) 増

特別職報酬等を特別区人事委員会勧告により改定した場合のシミュレーション

【給料月額(報酬月額)据え置き 及び 期末手当0.1月引上げた】

《 1 特別職 》

(単位:円)

	項 目	改正前	改定後の額		
			改正後	増減額	増減率
区 長	例月給与	1,274,385	1,274,385	0	0.00%
	期末手当(年間)	7,103,521	7,284,273	180,752	2.54%
	年間収入	22,396,141	22,576,893	180,752	0.81%
副区長	例月給与	1,021,225	1,021,225	0	0.00%
	期末手当(年間)	5,692,388	5,837,232	144,844	2.54%
	年間収入	17,947,088	18,091,932	144,844	0.81%
教育長	例月給与	875,238	875,238	0	0.00%
	期末手当(年間)	4,878,642	5,002,781	124,139	2.54%
	年間収入	15,381,498	15,505,637	124,139	0.81%
代表監査	例月給与	787,187	787,187	0	0.00%
	期末手当(年間)	4,387,840	4,499,490	111,650	2.54%
	年間収入	13,834,084	13,945,734	111,650	0.81%

※年間収入＝例月給与(給料月額＋地域手当) × 12カ月 ＋ 期末手当(年間)

特別職に関する年間影響額			(単位:円)
人数	改正前	改正後	増減額
4人	69,558,811	70,120,196	561,385

特別職増減 561,385円

《2 議長・議員》

(単位:円)

	項目	改正前	改定後の額		
			改正後	増減額	増減率
議長	報酬月額	856,000	856,000	0	0.00%
	期末手当(年間)	4,567,616	4,691,736	124,120	2.72%
	年間収入	14,839,616	14,963,736	124,120	0.84%
副議長	報酬月額	774,600	774,600	0	0.00%
	期末手当(年間)	4,133,264	4,245,581	112,317	2.72%
	年間収入	13,428,464	13,540,781	112,317	0.84%
委員長	報酬月額	643,400	643,400	0	0.00%
	期末手当(年間)	3,433,181	3,526,474	93,293	2.72%
	年間収入	11,153,981	11,247,274	93,293	0.84%
副委員長	報酬月額	616,600	616,600	0	0.00%
	期末手当(年間)	3,290,176	3,379,583	89,407	2.72%
	年間収入	10,689,376	10,778,783	89,407	0.84%
議員	報酬月額	595,700	595,700	0	0.00%
	期末手当(年間)	3,178,654	3,265,030	86,376	2.72%
	年間収入	10,327,054	10,413,430	86,376	0.84%

※年間収入 = 報酬月額 × 12カ月 + 期末手当(年間)

議員に関する年間影響額 (単位:円)			
人数	改正前	改正後	増減額
48人	515,205,054	519,514,267	4,309,213

《3 参考》

令和4年 特別区人事委員会給与勧告について		
月例給与(公民較差)	896円(0.24%)	初任給及び若年層の給料月額を引上げ
期末・勤勉手当	0.1月引上げ(4.45月→4.55月)	

特別区人事委員会給与勧告に基づく平均年間給与の増減額				
	改定前	改定後	差	増減率
一般職員	約6,286千円	約6,340千円	約54千円	0.86%
部長級のみ (杉並区)	約10,512千円	約10,591千円	約79千円	0.76%